

平成29年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成29年8月28日（月曜日）

議事日程第1号

平成29年8月28日（月曜日）午前10時開会

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期決定

第3. 提出議案の説明

報告第19号及び報告第20号 2件

認定第1号から認定第17号まで 17件

議案第135号から議案第153号まで 19件

第4. 議案第135号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第5. 議案第136号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第6. 先決を要する提出議案に対する質疑

第7. 先決を要する提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第8. 委員長審査報告

第9. 報告第19号 平成29年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告

第10. 報告第20号 平成29年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告

第11. 議案第144号 土砂崩落災害に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

第12. 議案第145号 平成29年度由利本荘市一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員（25人）

1番 鈴木和夫	2番 村上亨	3番 伊藤岩夫
4番 今野英元	5番 佐々木隆一	6番 三浦晃
7番 梶原良平	8番 湊貴信	9番 渡部聖一
10番 伊藤順男	11番 高橋信雄	13番 吉田朋子
14番 高野吉孝	15番 渡部専一	16番 大関嘉一
17番 高橋和子	18番 長沼久利	19番 佐藤賢一
20番 土田与七郎	21番 三浦秀雄	22番 渡部功
23番 佐々木慶治	24番 佐藤譲司	25番 佐藤勇
26番 井島市太郎		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	小野 一彦
監査委員	鈴木 祐悦	教育長	佐々田 亨三
企業管理者	藤原 秀一	総務部長兼 木のおもちゃ美術館 整備推進事務局長	原田 正雄
企画調整部長	佐藤 光昭	市民生活部長	田中 龍一
健康福祉部長	太田 晃	農林水産部長	遠藤 晃
商工観光部長	堀 良隆	建設部長	佐々木 肇
由利本荘まるごと 営業本部事務局長	松 永 豊	総合防災公園管理 運営準備事務局長	袴田 範之
由利総合支所長	豊嶋 喜一	大内総合支所長	加藤 安明
教育次長	武田 公明	消防長	齊藤 郁雄

議会事務局職員出席者

局長	鈴木 順孝	次長	鎌田 直人
書記	小松 和美	書記	高橋 清樹
書記	古戸 利幸	書記	佐々木 健児

午前10時00分 開 会

○議長（鈴木和夫君） おはようございます。

ただいまより、平成29年8月16日告示招集されました平成29年第3回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

さて、24日から大雨により被害を受けられました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

この際、御連絡申し上げます。

ねりんピック秋田2017がいよいよ来月9日から開催されます。本市でも2種目の会場になっていることから、今定例会本会議においては、そのPRのため、缶バッジを着用の上、会議に臨みたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

○議長（鈴木和夫君） それでは、本日の会議に入ります。

この際、御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長並びに監査委員の出席を求めています。また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告はお手元に配付しておりますので、御参照願います。

さて、今議会にただいままで提出されました案件は、報告第19号及び報告第20号の2件、認定第1号から認定第17号までの17件、議案第135号から議案第153号までの19件、陳情第4号1件の計39件であります。

また、会期中、議案の追加提出が予定されております。

○議長（鈴木和夫君） これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員に、4番今野英元君、5番佐々木隆一君を指名いたします。

○議長（鈴木和夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において本日から9月19日までの23日間と定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの23日間と決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第3、提出議案の説明を行います。
報告第19号及び報告第20号の2件、認定第1号から認定第17号までの17件、議案第135号から議案第153号までの19件の計38件を一括上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。
今市議会定例会におきましては、平成28年度各会計決算の認定並びに本年度各会計補正予算を中心に議案の御審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、消防職員による道路交通法違反についてであります。

去る8月13日、本荘消防署岩城分署の消防職員が酒気帯び運転で検挙される事案が発生いたしました。市長として大変遺憾に思い、市民の皆様に深くおわび申し上げます。

今回の件を重く受けとめ、8月17日付で本人は懲戒免職、また管理監督責任で消防長、本荘消防署長、岩城分署長を戒告の懲戒処分、消防本部総務課長を口頭注意としたところであります。今後このような不祥事が再発することのないよう、公務員としての自覚を持って市民の信頼回復に努めるよう職員を指導してまいります。

次に、8月24日からの大雨災害についてであります。

大内地域松本地区では、芋川の水位が氾濫危険水位を超えたため、避難勧告を発令するなど、市民の安全を守ることを最優先に対応したところであり、人的被害は発生しておりません。被害状況については、現在確認を進めておりますので、まとめ次第、改めて御報告いたします。

次に、7月22日からの大雨災害への激甚災害の指定についてであります。

復旧への大きな支援となる国の激甚災害への指定が去る8月10日施行され、農地や農業用施設、林道の災害復旧事業の国庫補助率のかさ上げなどの支援策が実施されること

になりました。これにより復旧事業の事業化が加速されることになり、被災された農林業関係者の方々への大きな後押しになるものと考えております。また、道路、河川、橋梁など公共土木施設への指定については、今後の災害査定の結果により検討されることになっております。

次に、大内総合支所の新庁舎についてであります。

昨年9月から工事を進めておりました大内総合支所新庁舎がこのたび完成いたしました。旧庁舎からの引っ越し作業後の8月14日からは新たな庁舎で市民サービスを開始いたしております。新庁舎建設に際して御協力いただきました皆様に改めて御礼を申し上げます。

次に、由利本荘まるごと移住相談会・就職面接会についてであります。

去る8月10日、お盆の帰省時期に合わせ、カダレにおいて、市雇用創造協議会、ハローワーク等が共催する就職面接会を開催しましたところ、前年より18多い42事業所、求職者70名の参加、あわせて開催した移住相談会には10組11名の参加をいただきました。

次に、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施についてであります。

北朝鮮による弾道ミサイルの発射実験は、国際社会の批判を無視し繰り返されておりますが、今月9日にはグアム島周辺を標的とした中国・四国地方上空を通過する発射計画を表明したことにより、日本全国でミサイルへの不安感が高まっております。このような状況を踏まえ、市では住民が避難行動を実際に体験することで対処への理解が進むことを期待して、国の要請に従い、9月27日に西目総合支所周辺を訓練エリアとして、内閣官房、消防庁、秋田県と共同で住民避難訓練を実施いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

このたびの第3回市議会定例会に提出いたします案件は、専決処分報告2件、決算認定17件、人事案件2件、条例関係3件、契約締結案件1件、補正予算9件、その他4件の計38件であります。

初めに、専決処分報告についてであります。これはいずれも7月22日からの大雨災害に伴う補正予算であります。

報告第19号一般会計補正予算（専決第3号）であります。農林水産業費では、農地や農業用施設の復旧に係る市単独補助金、山地崩落による住宅等への被害箇所について、県単局所防災事業での実施を図るため、測量設計委託料などを追加、商工費では、本荘地域親川に設置されているぽぽろっこ源泉ポンプ室への管理道路がのり面崩落や土砂流入などにより通行不能となっていることから、その復旧に必要な経費を追加、消防費では、家屋への浸水被害を防ぐため、消防団岩城支団の小型動力ポンプにて排水作業を行ったところ、エンジン内部に故障が発生したため、修繕料を追加、教育費では、岩城地域不動の滝へ通ずる遊歩道が崩れ、通行どめとなっていることから、その復旧に必要な経費を追加、災害復旧費では、農地や農業用施設、道路、河川、橋梁などの復旧に必要な設計委託料や工事請負費などを追加し、8月2日付で専決処分したものであり、この財源としては繰越金を増額して2億7,395万円を追加し、補正後の予算総額を466億5,669万9,000円としたものであります。

報告第20号一般会計補正予算（専決第4号）では、災害復旧費において、大内地域の

農業用ため池の復旧に係る測量設計委託料を追加し、8月9日付で専決処分したものであり、この財源としては繰越金を増額して500万円を追加し、補正後の予算総額を466億6,169万9,000円としたものであります。

なお、この後に御説明いたします議案第145号一般会計補正予算（第8号）を本日の議決でお願いすることから、報告第19号及び20号の専決処分報告につきましては、本日の承認をお願いするものであります。

次に、認定第1号から認定第17号までの平成28年度各会計の決算認定についてであります。これは地方自治法または地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を得ようとするものであります。詳細につきましては、お手元に配付しております決算の概要及び決算書をごらんくださいますようお願いいたします。

次に、人事案件についてであります。

議案第135号及び議案第136号の2件は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。これは法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、菊地喜世子氏並びに櫻井茂和氏を再任候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、条例関係についてであります。

議案第137号集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは亀田大町集会施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第138号天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案であります。これは史跡保存伝承の里・天鷲村内の施設「白鷺館」の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第139号飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例案であります。これは東由利須郷地域並びに中ノ沢地域において、新たに飲料水供給施設を設置することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、契約締結案件についてであります。

議案第141号同報系防災行政無線設備屋外拡声子局増設工事請負契約の締結についてであります。これは鳥海、矢島、西目の3地域における屋外拡声子局の増設工事について、株式会社有電社秋田営業所と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第140号字の区域及び名称の変更についてであります。これは本荘地域柴野地区及び鳥海地域平根地区の県営ほ場整備事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第142号市道路線の認定についてであります。これは本荘地域の開発行為に伴い、東梵天30号線を新たに認定しようとするものであります。

議案第143号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。これは亀田大町集会施設の用途廃止に伴い、指定管理者の指定の期間を変更しようとするものであります。

議案第144号土砂崩落災害に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。これはことし4月19日、鳥海笹子地内で発生した土砂崩落災害による住宅被害

等について、早期に被災者との和解を図り、円滑に従前の生活にお戻りいただくための損害賠償の額を定めるに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本案件につきましては、避難者の方が自宅での生活を再開するため早期の執行が必要なことから、本日の議決をお願いするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第145号一般会計補正予算（第8号）であります。総務費において、ことし4月に発生した鳥海地域笹子地区の土砂崩落により建物の一部が損壊したため、建物の補償費などを追加しようとするものであります。この財源としては繰越金を増額して389万7,000円を追加し、補正後の予算総額を466億6,559万6,000円にしようとするものであります。

なお、この補正予算につきましても、避難者の方が自宅での生活を再開するための経費として早期の執行が必要なことから、本日の議決をお願いするものであります。

次に、議案第146号一般会計補正予算（第9号）であります。総務費では、木のおもちゃ美術館整備事業費、社会保障・税番号制度事業費などを追加、民生費では、軽度生活援助事業費、デイサービスセンターの改修費などを追加、農林水産業費では、松ヶ崎漁港のしゅんせつ土砂を撤去するため、漁港管理費などを追加、商工費では、フォレスト鳥海への運営費補助金などを追加、土木費では、道路維持事業費や除排雪費などを追加、教育費では、平成30年4月からの西目幼稚園民営化に向け、移行事業費などを追加、災害復旧費では、鳥海地域の市道水無線にかかる真人橋を復旧するため、工事請負費を追加、債務負担行為においては、北部地域包括支援センター運営事業費を追加しようとするものであります。

以上が一般会計補正予算の内容であります。これらの財源としては、国庫支出金や繰入金などを増額し、一般財源分を繰越金で調整して7億1,214万円を追加し、補正後の予算総額を473億7,773万6,000円にしようとするものであります。

そのほか、議案第147号から議案第153号までの7件は、国民健康保険特別会計を初めとする6特別会計及び水道事業会計の補正予算を提案するものであります。

以上が第3回市議会定例会に提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（鈴木和夫君） これにて提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第135号及び議案第136号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第135号及び議案第136号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第135号及び議案第136号については、質疑、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第135号及び議案第136号に

については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第4、議案第135号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
本案は菊地喜世子氏に係る案件であります。
本案は直ちに採決いたします。本案については異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第135号は異議ないものと決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第5、議案第136号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
本案は櫻井茂和氏に係る案件であります。
本案は直ちに採決いたします。本案については異議ないものと決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第136号は異議ないものと決定いたしました。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第6、これより先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、報告第19号、報告第20号、議案第144号及び議案第145号の4件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休 憩

午前10時24分 再 開

- 議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
これより報告第19号、報告第20号、議案第144号及び議案第145号の4件を一括議題とし、質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

-
- 議長（鈴木和夫君） 日程第7、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。
お手元に配付いたしましております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。
この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休 憩

午前11時37分 再 開

○議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鈴木和夫君） 日程第8、これより報告第19号、報告第20号、議案第144号及び議案第145号の4件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。16番大関嘉一君。

【総務常任委員長（大関嘉一君）登壇】

○総務常任委員長（大関嘉一君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として当常任委員会に審査付託になりましたのは、補正予算専決処分報告2件、補正予算1件、その他1件の合計4件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。その概要について御報告申し上げます。

初めに、報告第19号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入18款及び歳出9款であります。歳入18款繰越金では、歳出に係る一般財源分として2億7,395万円を増額したものであり、また歳出9款消防費では、家屋への浸水被害を防ぐための排水作業中に故障した消防団岩城支団の小型動力ポンプの修繕料75万円の措置を8月2日付で専決処分したものであります。

次に、報告第20号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入18款であります。これにつきましては、歳出11款災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業費に係る財源として、18款繰越金500万円の増額を8月9日付で専決処分したものであります。

以上2件の専決処分につきましては、7月22日からの大雨災害の復旧等に係るものであり、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

最後に、鳥海笹子地内で発生しました土砂崩落災害に係る案件であります。

議案第144号土砂崩落災害に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。これにつきましては、土砂崩落による住宅被害等について、損害賠償金389万6,506円を支払い和解するに当たり、地方自治法の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

また、議案第145号一般会計補正予算（第8号）であります。これはさきに報告いたしました和解に係る損害賠償金を措置しようとするものであり、その財源として前年度繰越金389万7,000円を充てようとするものであります。

以上、御報告いたしました2件の案件につきましては、避難者の方が御自宅での生活を再開していただくため早期の執行が必要とのことから、本日議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

ります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

- 議長（鈴木和夫君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番湊貴信君。

【教育民生常任委員長（湊貴信君）登壇】

- 教育民生常任委員長（湊貴信君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりましたのは、補正予算専決処分報告1件であります。

審査結果につきましては、お手元の報告書のとおりであります。その概要について御報告申し上げます。

報告第19号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出10款教育費であります。これは5項社会教育費において、7月22日から大雨により決壊した岩城地域亀田の不動の滝へ通ずる遊歩道の復旧に要する経費を追加するため、8月2日付で専決処分したものであります。緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

- 議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。26番井島市太郎君。

【産業経済常任委員長（井島市太郎君）登壇】

- 産業経済常任委員長（井島市太郎君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として当委員会に審査付託になりましたのは、専決処分2件であります。いずれも7月22日から大雨災害に伴う補正予算であります。

初めに、報告第19号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告において当委員会が審査いたしましたのは、歳出6、7、11の各款であります。6款農林水産業費では、農地や農業用施設の復旧に要する費用への補助金や山地崩落に伴う住宅等への被害箇所復旧のための測量設計委託料、7款商工費では、ぼぼろっこ源泉ポンプ室への管理道路の復旧費、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費では、農地や農業用施設復旧のための設計委託料をそれぞれ追加したものであります。

次に、報告第20号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告において当委員会が審査いたしましたのは、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費であります。大内地域の農業用ため池復旧に要する測量設計委託料を追加したものであります。

以上、御報告申し上げました2件の補正予算は、災害による市民生活への影響が大きく、復旧に緊急を要するものであり、報告をそれぞれ承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

- 議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。9番渡部聖一君。

【建設常任委員長（渡部聖一君）登壇】

- 建設常任委員長（渡部聖一君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりました案件は、専決処分報告1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

報告第19号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出11款災害復旧費であります。これは2項公共土木施設災害復旧費において、7月22日からの大雨災害に伴う道路、河川、橋梁などの復旧に必要な設計委託料や工事請負費などの補正であり、2億2,500万円を追加したものであります。

この専決処分報告につきましては、緊急な対応を要することから、8月2日付で専決処分を行ったものであり、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑、議案についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（鈴木和夫君） 日程第9、報告第19号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告を議題といたします。

各委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第19号は承認することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第10、報告第20号一般会計補正予算（専決第4号）専決処分報告を議題といたします。

総務、産業経済両常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第20号は承認することに決定いたしました。

○議長（鈴木和夫君） 日程第11、議案第144号土砂崩落災害に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて及び日程第12、議案第145号一般会計補正予算（第8号）の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第144号及び議案第145号の2件は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木和夫君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明29日は議案調査のため休会、30日午前9時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案に対する質疑の通告は、8月30日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時52分 散 会